

# 児童手当・就職援助・授業料免除 奨学金



## 1 児童手当

Q 児童手当はどうすればいいか  
a 支給要件は、日本国内に住所を有し（外国人登録した人も含む）、三歳未満の児童を養育していて、所得の額が一定未満の人。

b 所得制限あり

c 支給額及び支払期

養育している三歳未満の児童が、第一子、第二子なら、月額五、〇〇〇円、第三子以降は一人につき、月額一〇、〇〇〇円が支給されます。

d 特例給付（全額事業主負担）

所得が一定の額を超えて、児童手当が支給されない勤め人や公務員のうち、一定の所得額未満の所得の人に対して、支給します。

e 支給手続（始期と終期）

申請（受け付けの翌月から支給、受給資格の消失の月で終わります）

f 特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する児童の福祉のために、その養育者に支給する制度（所得制限あり）。

Q 離婚して父がいない家庭には扶養手当があると聞きましたが。

A 対象者は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までにある児童（児童が一〜三級の障害がある場合は二十歳まで）で、父がいないか拘禁されているなど事実上いないに等しい要件に当てはまる子どもを養育している人に支給されます。

所得制限があり、所得によって手当も月額四一、三九〇円か二七、六九〇円です。子どもが二人以上いるときは、第二子が五、〇〇〇円、第三子以降は子ども一人につき三、〇〇〇円の加算がきます。

手続きは、市町村へ申請します。

## 2 就学援助制度

Q 義務教育には、学費補助制度があるというが。

A その通りです。憲法二六条など関係法律をもとに、小中学生のいる家庭に学用品費や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度です。小中学生のいる家庭なら申請できますが、この制度は市町村が実施したときにその費用の半額を国が補助する仕組みになっているため、対象額や手続き、補助の方法は市町村によって違います。

自治体によっては、独自に補助項目を増やしたり、支給額を国のそれに乗せたりしているところもあります。例えば、社会見学費や卒業記念代、野外活動費等です。

手続きは、教育委員会に直接申請する場合と学校を通して申請するやり方が取られています。

支給方法は、教育委員会が銀行振込などで保護者へ直接支給する方法と現金や現物を学校を通して渡す方法が取られています。

新潟市では、所得が生活保護世帯の所得の一・四倍未満なら、それだけで受給申請できます。

公立、私立の幼稚園保育料を補助する制度もあります。市町村が実施した場合に、国が三分の一を補助する仕組みです。所得制限があります。

## 3 公立高校授業料減免制度

Q 公立高校にも授業料減免制度がありますか。

A あります。国は自治体への地方交付税交付金のなかで公立高校授業料減免分を補助しています。国の基準では、公立高校授業料による自治体収入を全生徒数一〇〇%でなく、全日制で九〇%、定時制で八〇%で計算しています。これは全日制で一

〇%、定時制で二〇%を減免分として補助しているからです。

県は、「新潟県立学校授業料等減免取扱要綱」を一九七六年に制定して、授業料等減免を実施してきました。減免の基準は、生徒の保護者が次のどれかに該当するもので、減免の期間は当該学年を限度とします。従って、減免の期間を超えて引き続き減免を受けようとする場合は、改めて願書手続が必要。

① 生活保護法でいう被保護者及びそれと同程度に困窮していると知事が認める者

② 天災その他不慮の災害により授業料等の負担が困難な者

③ その他知事が特に減免の必要があると認める者

減免対象要件は、(a)生活保護法の被保護者、(b)市町村民税の非課税世帯、(c)市町村民税均等割のみ課税世帯(授業料月額半額、十二月以内)、(d)天災その他不慮の災害によ

り市町村民税が全額免除された世帯、  
 (e)以上の他、その世帯の総収入額が  
 生活保護法に基づく保護基準額に満  
 たないと認められる場合で、天災そ  
 の他不慮の災害にあった世帯や保護  
 者が死亡したり病気等のため長期療  
 養している世帯、保護者の離婚した  
 世帯又は行方不明の世帯およびそ  
 の他特別の事情のある世帯。さらに交  
 通遺児等で生活困窮程度が規定にあ  
 っているもの。

以上(c)をのぞくが、授業料の  
 全額が免除されます。なお県立幼稚  
 園の園児にも保育料が、高校と同様  
 の要件に合うと免除されます。

減免の決定は、校長が願出書によ  
 って行います。必要な願出書は学校  
 にあります。

#### 4 私立高校の学費補助

Q 私立の高等学校へ入る予定です。  
 学費補助の制度があるそうですが。

A 新潟県私立高等学校学費軽減事  
 業補助金交付要綱による、①授業料  
 軽減補助制度、②入学金軽減補助制  
 度があります。他に③市町村の学費  
 補助制度や④学資金無利子貸付制度  
 などがあります。

①授業料軽減補助は、次の所得制  
 限別ごとに交付されます。即ち、県  
 内に私立高校を設置している学校法  
 人が行う学費軽減補助事業に要する  
 経費に対し、予算の範囲内において  
 補助金を交付するのです。②入学金  
 軽減補助も同じです。

第一種：生活保護世帯・市町村民税  
 非課税世帯等

第二種：市町村民税が均等割額のみ  
 の世帯

第三種：市町村民税所得割額が三  
 八、〇〇〇円以下の世帯

一九九六年度は以下のとおり、  
 (一)内は九四年度です。

第一種 授業料全額(同)

第二種 一一〇、〇〇〇円

(九六、〇〇〇円)  
 第三種 六〇、〇〇〇円  
 (四八、〇〇〇円)

予算上は、人数は一、七四〇人、  
 その率は一〇％です。九四年度実績  
 は、一、八一六人、一一％でした。

②入学金軽減補助も同様に示しま  
 す。(一)内は九四年度。

第一種、軽減額三三、〇〇〇円  
 (同)、対入学金軽減割合三五％(二  
 二％)、軽減人数一一三(一四四)。

軽減人数は、予算上。第二種、第三  
 種は、対象にならずです。なお入学  
 金平均は、一三三、六六七(二二八、  
 〇〇〇)円でした。

③市町村の学費補助制度  
 次の二十四の市町村が実施してい  
 ます。

〈市〉新潟、長岡、加茂、三条、見  
 附、栃尾、柏崎、上越、糸魚川、新井  
 〈町〉田上、亀田、柿崎、吉川、板  
 倉、妙高高原、越路

〈村〉頸城、中郷、妙高、清里、三和

④他に学資金無利子貸付制度があります。

私立学校の学費軽減の運動については、第六章「私立高校の公費助成運動」を参照(二四四―二四八頁)。

## 5 奨学金

Q 来年、高等学校に入ります。奨学金の申請は？

A ①日本育英会と新潟県の奨学金、②市町村の奨学金、③私立高校独自の奨学金、④企業の奨学金などがあります。

### 一、日本育英会の奨学金

日本育英会は、一九四三(昭和十八)年財団法人大日本育英会として創立、国の育英奨学事業を行なっている機関です。

新潟県の奨学金制度は一九五三(昭和二十八)年に制定されました。日本育英会と同時に受けることは出来ません(併給の禁止)。

九六年度の規定は次の通り。

a 貸与金額(月額)(表1)

b 出願の条件

c 返還

返還は、高校(進学した場合(進学した場合(進学した場合は大学等)を卒業後に始まり、返還期間はおよそ十年です。

返還金額は年

表1

区分	公立	私立
日本育英会	14,000円	26,000円
新潟県	14,000円	20,000円

表2

成績	中学3年生の5段階評価の平均値が3.5以上 (特別な事情のある世帯の者は若干考慮されます。)		
世帯の収入	家族構成	(例) 本人、両親、中学生の4人家族	
	本人が公立高校生	給与所得世帯	(税込年収額) 7,629千円以下
		給与所得以外の世帯	(所得額) 3,139千円以下
	本人が私立高校生	給与所得世帯	(税込年収額) 7,809千円以下
給与所得以外の世帯		(所得額) 3,269千円以下	

(注)「世帯の収入」は一応の目安で、家族構成と状態によって異なります。

表3 出願の条件

成績	中学1年・2年の全教科の成績平均値、5段階評価で3.5以上 (特別な事情のある世帯の者は若干考慮されます。)	
世帯の収入	家族構成	(例) 本人、両親、小学生の4人家族
	給与所得世帯	(税込年収額) 7,509千円以下
	その他の世帯	(所得額) 3,059千円以下

(注) この「世帯の収入」は一応の目安で、家族の構成と状態によって異なります。

間、公立高校の場合およそ六〇、〇〇〇円、私立高校の場合およそ九〇、〇〇〇円

Q 大学は、どんな奨学金が受けられますか。  
 A 日本育英会の奨学金をうけるには次のような条件が必要です。  
 a 奨学生の採用  
 短期大学・大学・大学院・専修学校（高等課程・専門課程）に在学する学生及び生徒が対象。  
 校長の推薦を受けた出願者について選考し、採否を決めます。選考は人物・健康・学力・家計に

〇〇〇円です。  
 d 手続き  
 受付は四月から七月と九月です。奨学生の予約制もあります。中学生のうちに奨学金の貸与を約束します。（表3）  
 「日本育英会」・「新潟県」のどちらに採用するかは選考委員会が決定。

表4 貸与月額表（1996（平成8）年度入学者）

第一種奨学金

区 分	自宅月額	自宅外月額
高等学校 { 国・公立 私立	14,000円 26,000	19,000円 31,000
大 学 { 国・公立 私立	38,000 47,000	44,000 57,000
短期大学 { 国・公立 私立	38,000 46,000	44,000 53,000
大学通信教育 { 通年スクーリング 一面接授業期間	47,000	57,000 81,000
大 学 院 { 修 上 課 程 修 上 課 程		81,000 112,000
高等専門学校 { 国・公立 私立	17,000 28,000	18,500 31,000
専修学校 { 高等課程 国・公立 専門課程 私立	14,000 26,000 38,000 46,000	19,000 31,000 44,000 53,000

ついて基準に照らして行ない、予算の範囲内で採用。  
 b 奨学金の種類  
 第一種奨学金と第二種奨学金があり、第一種は無利子貸与で先述のすべての学校の学生及び生徒を対象とします。第二種は有利子貸与（在学中は無利子、卒業後年利三%）で短

第二種奨学金

区 分	自宅月額	自宅外月額
大 学 { 国・公立 私立	38,000円 47,000	44,000円 57,000
短期大学 { 国・公立 私立	38,000 46,000	44,000 53,000
大 学 院 ・ 修 士 課 程		81,000
専修学校・専門課程 { 国・公立 私立	38,000 46,000	44,000 53,000

注：第二種奨学金の私立大学医・歯・薬学系については、奨学生の希望に応じ、上記の金額に下記の増額分（平成8年度入学者は年利5.1%）を加えた貸与月額を受けることができます。

医・歯学系 月額 40,000円又は80,000円  
 薬学系 月額 20,000円

c 出願  
 出願は在学する学校を通じて行ない、毎年春と秋に募集します。第一種奨学金には、進学前に採用を予約する制度もあり、在学する学校から

出願することができます。

d 奨学金の貸与月額(表4)

## 二、新潟県の奨学金

県の条令に基づき年度ごとに金額等が決まります。九六年度は次の通り。

〈併給の禁止〉ですから、「地方

公共団体、日本育英会その他の団体から学資の貸与又は給付を受けていない」という条件。以下、金額は月額です。

① 国公立の大学 三二、〇〇〇円

② 私立の大学(自宅通学) 三五、〇〇〇円

③ 私立の大学(自宅外通学) 四二、〇〇〇円

④ 私立の短期大学又は専修学校の専門課程(自宅通学) 三四、〇〇〇円

⑤ 私立の短期大学又は専修学校の専門課程(自宅外通学) 三九、〇〇〇円

貸与期間は学校修業年限まで。九五年度実績は、大学・短大で新規六

〇、継続二二九人でした。

## 三、新潟県の市町村の奨学金

(1) 市の奨学金

二十市のうち奨学金の制度がないのは次の六市。新潟、新発田、糸魚川、両津、白根、豊栄。

紙幅の都合で割愛しますが、特徴点は以下。

a 貸与がほとんどです

b 金額は、月額四〇、〇〇〇円から五、〇〇〇円まで多様

c 奨学生の数も多様

d 返還方法は八年〜十年賦か、半年賦

e 併給の禁止

明示しているのは、村上、加茂、三条、長岡。

(2) 町村の奨学金制度

町村の制度も、市と同じく多様です。給付と貸与の両者をもつものや貸与だけのものがあります。

(3) 私立高校独自の奨学金

新潟市のある学校の一例。月額、五、〇〇〇円、家計状況を

考慮。学年五名以内、返還不要、成績不問、併給可能。

## (4) 企業の奨学金

財団法人北銀奨学会が著名です。

北越銀行創業八五年記念寄付金三千万円を基金にして、二十五名、月額一五、〇〇〇円(但し八月は除く)を給与します。

## 四、日本の奨学金制度の特徴

大日本育英会の英才育成の思想は戦後改革を経て残りました。

欧米先進国の奨学金制度とその思想は、国際条約の規定のとおり「あらゆる段階の教育費無償化」を実現しようとしています。

学生の大部分が給与を受けています。成人になれば親の腰かじりでは人格の尊重にならない、社会が面倒をみるのが当然という思想です。

先進諸国は、スカラシップ(奨学金)とローン(貸与)を明確に分けています。日本の制度は、ローン(貸与)が主流です。日本は奨学金制度が未発達といえます。(吉田武雄)